

公益財団法人徳島市公園緑地管理公社の
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

平成23年11月24日制定

平成26年2月19日改正

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人徳島市公園緑地管理公社（以下「公社」という。）の定款第14条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、公社を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 公社は、常勤役員及び特別な職務を執行する役員等にその対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は別表第1の規定以内とする。
- 3 特別な職務執行に対する非常勤役員等の報酬は別表第2の規定以内とする。
- 4 役員等には賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 公社の常勤役員は年俸制とし、別表第1の範囲内で理事長が理事会の承認を得て定める額を12等分して1ヶ月の報酬額とする。

- 2 特別な職務執行に対する非常勤役員等の報酬は別表第2の範囲内で理事長が理事会の承認を得て定める。

(報酬の支給日)

第5条 報酬の支給日、支給方法並びに報酬により控除する額等支給に関する詳細は、公社の役員及び職員の給与並びに旅費に関する規程による。なお、会議の出席等特別な職務執行に対する非常勤役員等の報酬はその都度支払うものとし、公認会計士の資格を持つ監事は第4条第2項で定める額を月毎に支払う。

(費用)

第6条 会社は、役員等がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 会社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人徳島市公園緑地管理公社の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第2項関係）

常勤役員等の報酬

区分	金額
報酬額	1人あたり年額 3,000,000円以内

別表第2（第3条第3項関係）

非常勤役員等の報酬

役員等の名称	金額
評議員	会議等出席の都度1回あたり1人 7,500円以内
理事	会議等出席の都度1回あたり1人 7,500円 //
監事	会議等出席の都度1回あたり1人 7,500円 //
監事(公認会計士)	1人あたり月額 15,000円 //